

都市計画素案説明会等のお知らせ

**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、
都市再開発の方針の変更、住宅市街地の開発整備の方針の変更、
防災街区整備方針の変更、区域区分の変更 ほか関連案件等**

この度、長期的な視点に立った健全な都市の発展と秩序ある整備を促進し、本市がめざす都市像の実現に向けた都市づくりの方向性を示すため、都市づくりを取り巻く社会経済状況の変化等を踏まえ、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」の変更に向けた、見直し素案を取りまとめましたので公表いたします。

そこで、広く市民の皆様の御意見を都市計画案に反映させるため、都市計画素案説明会及び公聴会を開催いたします。都市計画素案説明会は申し込み不要でどなたでも御参加いただけます。

■ 予定案件について

● 川崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（変更）

広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針であり、市街化区域と市街化調整区域の区分や主要な都市計画の決定の方針、おおむね10年以内に整備する主要な施設等を定めるもので、本市がめざす都市像の実現に向けた都市づくりの方向性を示すものです。

● 川崎都市計画 都市再開発の方針（変更）

土地の高度利用に関する方針や再開発を促進すべき区域等を定めるものです。

● 川崎都市計画 住宅市街地の開発整備の方針（変更）

良好な住宅市街地の整備の方針や整備を推進すべき区域等を定めるものです。

● 川崎都市計画 防災街区整備方針（変更）

密集市街地の防災に関する方針や防災再開発を促進すべき区域等を定めるものです。

● 川崎都市計画 区域区分等（変更）

計画的な市街化を図るべき「市街化区域」と市街化を抑制すべき「市街化調整区域」の区分を定めるものです。

● 川崎都市計画 用途地域等 [川崎駅西口大宮町地区] (変更)

再開発等促進区を定める地区計画の区域内の事業が完了したことから、その土地利用にふさわしい用途地域等へ変更しようとするものです。

※用途地域等の変更（川崎駅西口大宮町地区）は本庁舎ホールのみで説明いたします。
※都市計画素案は、市のホームページに掲載いたします。（4月22日から）

■ 素案説明会の開催について

令和6年4月20日（土）

午前10時30分から
正午まで

川崎市役所本庁舎
2階ホール

川崎区宮本町1番地

令和6年4月22日（月）

午後7時から
午後8時30分まで

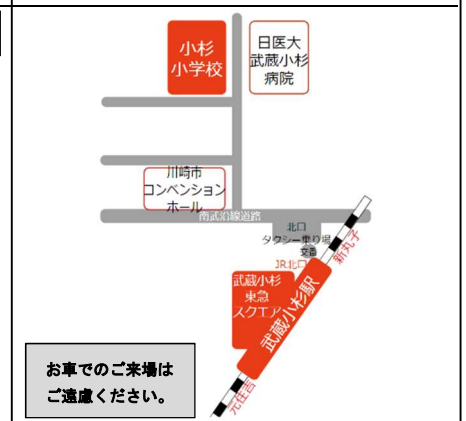
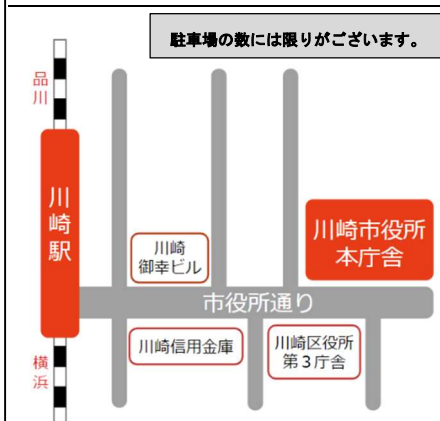
麻生区役所総合庁舎
4階第1・2会議室

麻生区万福寺1-5-1

令和6年4月25日（木）

午後7時から
午後8時30分まで

川崎市立小杉小学校 体育館
中原区小杉町2丁目295-1



■ 素案の縦覧及び公聴会について

都市計画素案について、次の期間で縦覧を行います。市民の皆様の御意見をお聴きするため公聴会を開催いたしますので、都市計画素案について公聴会で御意見を述べたい方は、素案の縦覧期間中にお申し出ください。

(1) 素案の縦覧について

- ・ 日時 令和6年4月22日(月)から5月10日(金)まで
- ・ 場所 まちづくり局計画部都市計画課(川崎市役所本庁舎19階)
各区役所市政資料コーナー、各区図書館(分館を除く)

- ※ 市ホームページでも図書の閲覧ができます。
- ※ 都市計画課及び各区役所は、平日の午前8時30分から午後5時まで。
- ※ 図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで(中原図書館は午後9時まで)及び土曜・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、図書館によっては、休館日がありますので御注意ください。
- ※ 用途地域等の変更(川崎駅西口大宮町地区)については、都市計画課、川崎区、幸区の区役所及び図書館のみで縦覧いたします。

(2) 公述の申出について

素案の縦覧期間中に、都市計画課まで「公述申出書」を持参又は郵送していただくか、市ホームページから提出してください。川崎市民及び利害関係の方が公述の申出を行うことができます。

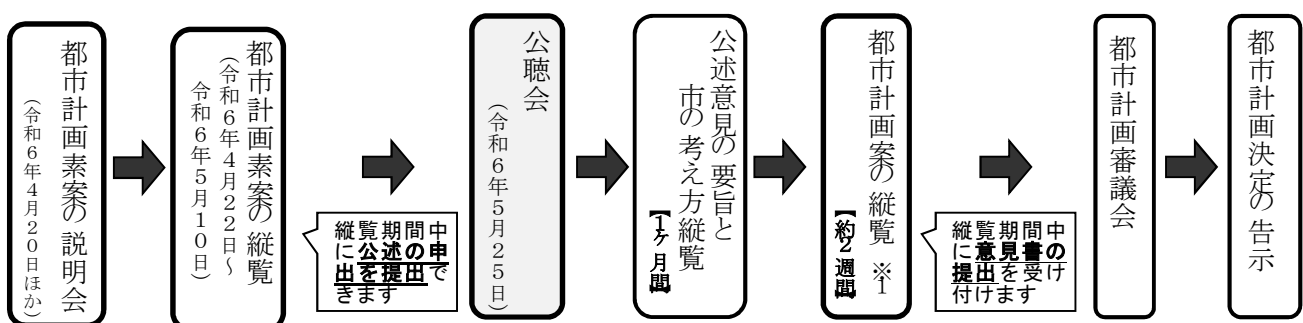
- ※ 「公述申出書」の書式は自由ですが、氏名、住所、意見の要旨等を御記入ください。なお、「公述申出書」の参考書式を素案説明会で配布しますので御利用ください。「公述申出書」の参考書式は、4月22日から縦覧場所や市のホームページでも入手できます。
- ※ 郵送の場合は、申出期間最終日(5月10日(金))の消印まで有効です。
- ※ 公述の申出が多数の場合、公述人を抽選で選定します。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。
- ※ 公述時間は、1人15分以内です。(公述人が多数の場合は変更あり)

(3) 公聴会の開催について

- 日時 令和6年5月25日(土)午前10時から
- 場所 川崎市役所本庁舎203・204会議室(川崎市川崎区宮本町1番地)

- ※ 公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。
- ※ 公聴会を開催しない場合は、令和6年5月17日(金)頃まで、市ホームページ、都市計画課、各区役所、各区図書館に掲示、お知らせいたします。
- ※ 傍聴を希望される方は、直接会場にお越しください(申込不要)。
- ※ 駐車場の数には限りがございます。

■ 今後の手続きの流れ



※1 川崎市民及び利害関係の方が、都市計画案に対して、意見書を提出できます。

※2 太枠()で囲われた手続きについて、下記メールマガジンの案内が配信される予定となります。

(お問合せ先)

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 Tel 044-200-2720
(都市計画案件ホームページ)

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-1-1-3-0-0-0-0.html>

手続きのお知らせ(都市計画案の縦覧時期等)は、メールマガジンでの

御案内も行いますので、配信を希望される方は御登録をお願いいたします。 メールマガ登録

(メルマガ登録) <https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000119911.html>

都市計画案件HP

